

1 ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

秋田公立美術大学は社会の大きな変動に呼応し、古い概念にとらわれることなく新しい芸術領域の創造に挑戦する大学です。本学の使命は、自然と伝統文化に恵まれた秋田の文化的資源を活用し、芸術のもつ可能性、公共性を探究することを複合的に学びながら、自らの芸術的感性と創造性をいかし、秋田から全国、世界へと、社会に貢献する人材を送り出すことです。

このような本学の理念に基づき、以下の4つの能力を身に着け、かつ所定の単位を修得した学生に対して、学士（美術）の学位を認定します。

- (1) 従来の芸術を理解し、それを新しい芸術として再創造できる能力
- (2) 文化の多様性を受け容れ、芸術において異文化と共存できる能力
- (3) グローバルな視野に立ち、国際的な舞台に挑戦できる能力
- (4) 芸術の新しい知見によって、地域社会の発展に貢献できる能力

2 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

秋田公立美術大学は、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、次の四つの方針によりカリキュラムを編成します。

- (1) 本学の教育課程は、「教養科目」、「専門科目」、「キャリア教育科目」、「教職課程科目」および「博物館学芸員課程科目」で構成する。教養科目では、グローバルな視野や多角的な視点で物事を捉える力を養い、専門科目では、美術に関連する基礎的な理論と技術を横断的に学び、表現の広がりや新たな発想へと繋げることを目標とする。
- (2) 1・2年次は、導入科目で基礎技術を修得し、「現代芸術論」で分野を横断的に学ぶと同時に、「現代芸術演習」で多くの素材や技法を体験する。さらに、教養科目の歴史と文化や、美術理論・美術史科目を学ぶ事で、グローバル人材の育成に必要な文化の多様性や価値を学ぶ。
- (3) 2年次後期からは各専攻に所属し、専攻の演習を通してフィールドワークやグループワークを行い、地域の伝統や文化を理解し、アート・デザイン等の専門知識を培いながら、まちづくりや作品制作に活かす。さらに各専攻の実践的・発展的な知識と技法を体系的に学び、4年次後期は学習成果の集大成として卒業研究を行う。
- (4) 卒業後の社会人・職業人に求められる教養やスキルを養うため、「キャリア教育科目」をおき、各学生のキャリア形成へと繋げる。また、教員および博物館学芸員の育成のため「教職課程科目」および「博物館学芸員課程科目」をおく。

3 授業科目の区分

(1) 教養科目

「教養科目」は、人間の歴史や文化、自然科学の考え方や成り立ち、環境と人間の関わり、外国語や情報等について幅広く学ぶことによって教養を培い、専門科目で必要となるグローバルな視野や多角的な視点で物事をとらえるための基礎となる力を養うことを目標としています。

「人間と社会」、「歴史と文化」、「外国語」、「情報」、「保健体育」の5分野から構成されます。

特に、「歴史と文化」科目は、本学の基本理念である「秋田の伝統・文化をいかし発展させる大学」、教育研究上の目的としての「土地の歴史文化に根ざした芸術の創造」を実現する基礎教育として、「文化人類学」的な視点とともに「東北造形史」、「東北生活文化論」などで東北と秋田の造形や歴史・文化を学ぶことで、その後の専攻の素地につながるカリキュラム構成としています。

(2) キャリア教育科目

「キャリア教育科目」は、現代社会に生きる社会人・職業人として求められる教養、スキル、素地を養うとともに、卒業後、アーティスト、デザイナーとなるために作品・プランなどをプレゼンテーションできる能力を身に付けるなど、自らの将来をデザインするためにやるべきことを具体的に想像できるような教育、動機付けを行います。

(3) 専門科目

ア 専門共通科目

「専門共通科目」は、学生が最終的な専攻を選択する前に、美術に関連する基礎的な理論・技術だけでなく、各「専攻」の専門教育に自己完結することなく横断的に他の領域を学び、互いの分野から刺激を受けて表現の広がりや新たな発想へと繋げることを目的にしています。

(7) 総合科目

「総合科目」は、本学のカリキュラム構成を大きく特徴づけるものの1つであり、1年次から2年次にかけて、美術・工芸・デザインなど本学が範囲とするすべてを横断的に学び、多くの素材・技法に関する基礎的な技術を経験することで、学生が自らの様々な可能性を模索し、学びたい分野や進むべき方向性を絞り込むことを可能とする科目群です。また、2年次後期に専攻を1つに絞るための科目群でもあります。

(i) 導入科目

「導入科目」は、大学に入学した1年次の学生に対する導入学修を担い、円滑に専門技法の学修へと適応するために、基礎・基本的な技法を習得するとともに、自らの美術・デザイン分野における適性を見出す役割を果たす科目群です。

(ii) 美術理論・美術史科目

「美術理論・美術史科目」は、「教養科目（歴史と文化）」と対をなす科目群であり、美術・デザイン・工芸などの専門理論を学ぶとともに、日本・東洋・西洋の美術史について体系的に学び、多角的・時間的な視点を獲得することで、グローバル人材に必要な視野や、価値に多様性を認め共有できる柔軟な思考の基礎となる芸術・文化に対する深い理解を育て、その後の「専門専攻科目」につながる、より深い理解に至る土台として位置づけられる科目群です。このため、この科目群を重視する意味で独立させ、広く履修できるようにしています。

(iii) 専門基礎科目

本学の専門教育では、学生が各「専攻」の専門教育に自己完結することなく、横断的に他の領域を学び、互いの分野から刺激を受けて表現の広がりや新たな発想へと繋げることを目的に、「専門基礎科目」を配置しています。

これらの科目は、各専攻に至るためのアート・デザイン等の理論的・実践的基礎となる専門知識を培い、かつ視野を広げ、確実に基礎を身に付けるとともに、複数の分野にまたがる科目を履修することで幅広い分野に対応することができる能力を養う科目群です。

また、2年次後期に自らの所属専攻を決定した後でも、他専攻に関連する科目を履修し、複合的な素材を用いたり、分野横断的に視野を広げることを可能とするものです。

イ 専門専攻科目

「専門専攻科目」は、「専門共通科目」を学んだ上で、本学の5つの「アーツ&ルーツ専攻」、「ビジュアルアーツ専攻」、「ものづくりデザイン専攻」、「コミュニケーションデザイン専攻」、「景観デザイン専攻」に分かれ、それぞれの専攻で必修とする、より専門性の高い知識や技術、実践的・発展的な知識・技法まで体系的に学修することができるよう構成されています。

(4) 教職課程科目（自由科目）

教職免許を取得するための科目中「各教科の指導法」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「大学が独自に設定する科目」に該当する科目です。

中学校教諭一種免許状（美術）・高等学校教諭一種免許状（美術・工芸）の取得を可能とする科目です。

(5) 博物館学芸員課程科目（自由科目）

学芸員資格の取得を可能とする科目です。

4 授業科目の種別

本学の科目は、必修科目、選択必修科目、選択科目、自由科目に区分されます。また、専攻を選択した後は、その専攻における専攻必修科目、専攻選択必修科目の区分に沿って履修します。

なお、自由科目には「教職課程科目」と「博物館学芸員課程科目」があり、それぞれの資格取得上の区分として、必修科目、選択必修科目、選択科目があります。

- (1) 必修科目
卒業するために必ず単位を修得しなければならない科目
- (2) 選択必修科目
選択ではあるが、科目区分等によって、特定のグループの中から必ずどれかを選択しなければならない科目
- (3) 選択科目
学生自身の学修意欲で、履修することができる科目
- (4) 専攻必修科目
その科目が属する専攻を選択した学生は、その専攻で卒業するために必ず単位修得しなければならない科目
- (5) 専攻選択必修科目
その科目が属する専攻を選択した学生は、選択ではあるが、特定のグループの中から必ずどれかを選択しなければならない科目
- (6) 教職課程科目
教職免許を取得しようとする学生に係る科目。取得しようとする教職資格によって、必修、選択必修、選択の科目があります。詳細は、「16 教職課程の履修について」および「秋田公立美術大学履修規程別表2」を参照してください。
- (7) 博物館学芸員課程科目
博物館学芸員資格を取得しようとする学生は そのすべての単位を修得する必要があります。詳細は、「17 博物館学芸員課程の履修について」を参照してください。

5 授業方法等

- (1) 授業形態
 - ア 講義
学問の方法や研究の成果について、教員から学生へ講義する授業の形式
 - イ 演習
学生が研究・発表・討議を行うことを主眼とした授業の形式
 - ウ 実習・実技
講義などで学んだ技術や方法などを実施又は実物にあたって学ぶ形式の授業
- (2) 授業時間

本学の授業時間は次のとおりとします。

1時限	8：50～10：20
2時限	10：30～12：00
3時限	12：50～14：20
4時限	14：30～16：00
5時限	16：10～17：40

ただし、演習、実習等では、上記と時間帯を異にする場合があります。

- (3) 集中講義
科目によっては、時間割に定めた時間とは別に、集中講義で授業を実施します。集中講義は原則として、夏期休業期間に実施します。
- (4) 休講
授業科目の担当教員にやむを得ない事情が生じた場合は、授業を休講にすることがあります。担当教員から届出があり次第、ポータル等で周知します。

(5) 補講

休講等で必要な授業回数が確保されない場合、これを補うための補講を行います。担当教員から届出があり次第、ポータル等で周知します。

(6) 授業アンケート

教育の質の向上を図るため、授業の最終日までに授業アンケートを実施します。

6 欠席

(1) 公欠

忌引（決められた親族に限る）、学校保健安全法施行規則第18条に規定された感染症、教育実習、介護等体験実習、教職入門、学校体験実習、博物館実習、実習先事前訪問が理由で欠席する場合、公欠届を提出することにより、欠席時数に算入されません。

公欠届の提出により、事務局から各担当教員へ欠席理由を連絡しますが、学生本人からも必ず各担当教員へ欠席理由を伝え、補講・課題等の指示を受けてください。

※届出の詳細については学生課に確認すること。

※届出は事前提出、添付書類が必要な場合がある。

※就職活動、インターンシップは公欠にならない。

※指定感染症及び新感染症による欠席（感染、濃厚接触者に特定、発熱症状等）については、学生課に確認すること。

(2) 公欠以外

①1ヶ月以上の欠席

疾病その他やむを得ない理由により引き続き1ヶ月以上欠席しようとする場合は、診断書を添付のうえ欠席届を事務局学生課に提出してください。欠席届の提出により、事務局から担当教員へ欠席理由を連絡しますが、学生本人からも必ず担当教員へ欠席理由を伝え、補講・課題等の指示を受けてください。

②その他の欠席

学生本人から各担当教員へ直接欠席理由を伝え、補講・課題等の指示を受けてください。

7 単位制度と履修登録の上限（CAP制）

本学では、授業科目ごとに単位数を定め、一定の単位の修得をもって卒業の要件としています。

(1) 授業形態ごとの単位数

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の形態に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算します。

ア 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

イ 演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

ウ 実習・実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

ただし、授業科目によっては、演習について15時間から30時間の範囲内で定める時間の授業をもって1単位とし、また、実習・実技については、30時間から45時間の範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする場合があります。

(2) CAP制

本学では、学生が効果的な学修時間（予習復習を含む自主的な学修時間）を確保するため、履修科目単位数の登録上限を設定しています。1年間の履修登録単位数の上限は44単位です。

※半期22単位前後の登録が目安。

※履修登録時の単位数に対するものであり、最終的に不可となった単位数も含まれる。

※自由科目（教職課程科目・博物館学芸員課程科目）の単位数は含まれない。

8 進級要件等

3年次に進級するためには、2年次の終了時点で60単位以上（自由科目を除く。）を修得することが必要です。

また、卒業研究を履修するためには、4年次の前期終了時点で100単位以上（自由科目を除く。）を修得することが必要です。

9 卒業要件

本学学科を卒業するためには、4年以上（3年次編入生は2年以上）在学し、かつ、卒業必要単位数一覧表に定める単位を修得することが必要です。

○卒業必要単位数一覧表

科目区分	科目群	科目群卒業要件	卒業要件
教養科目	人間と社会	8 単位以上	32 単位以上 ※ 1
	情報		
	保健体育		
	歴史と文化	6 単位以上	
	外国語	8 単位以上	
キャリア教育科目		5 単位以上	
専門科目	総合科目	12 単位以上	58 単位以上 ※ 1
	導入科目	12 単位以上	
	美術理論・美術史科目	12 単位以上	
	専門基礎科目	14 単位以上	
	専門専攻科目	各専攻で指定する 24 単位以上 ※ 2	34 単位以上
	(卒業研究)	各専攻の卒業研究 10 単位	
合計			124 単位以上 ※ 3

※ 1 科目群卒業要件のほか、区分内で示す卒業要件の単位数を満たすこと。

※ 2 (1)ものづくりデザイン専攻は、ものづくりデザイン演習 1 および同演習 2 の各科目からそれぞれ 2 科目ずつ選択。

(2)コミュニケーションデザイン専攻は、コミュニケーションデザイン演習 2 (A、B) および同演習 3 (A、B) からそれぞれ 1 科目を選択。

※ 3 「教職課程科目」および「博物館学芸員課程科目」は自由科目であり、卒業要件の科目には含まない。

10 履修手続き

履修手続きは、単位を修得するために必要な手続きであり、これを怠ったり、誤ったりすると、単位が認定されないことになるので、慎重に手続きを行ってください。

(1) 履修科目の決定

履修科目は、時間割表、開設科目一覧表等によって適切に決定してください。

教養科目、キャリア教育科目、専門科目とも原則として4年間で履修すれば問題ありませんが、特に専門科目は段階を追って履修していく科目の性質上、開設された年次で単位を修得してください。開設年次で履修しなかった場合、不都合が生じる授業科目もあります。

(2) 履修登録

履修登録は、所定の登録期間内に履修登録システムで行ってください。

履修登録後、所定の変更期間内に履修登録の変更、取り消しができます。また、変更期間後、所定の取消期間内に履修登録の取り消しができます。

履修登録の具体的な方法については、履修ガイダンス等で別途指示します。

※システムによる履修登録方法については「21 履修登録方法について」を参照。

(3) 履修制限

次に掲げる授業科目は、履修することができないので、注意してください。

ア 履修登録をしていない授業科目

イ 授業時間が重複する授業科目

ウ 在学している年次よりも上級の年次に配当されている授業科目

エ 既に単位を修得した授業科目

このほかに、履修に当たって特別の制約がある場合があるので注意してください。制約については、各科目シラバスの「履修上の注意」欄を参照してください。

(4) 再履修

単位の修得が認められなかった授業科目については、次年度以降に再度履修登録をして、当該授業科目を再履修することができます。

11 単位認定

(1) 単位修得の認定は、定期試験、平常の成績、レポート、作品、実技、授業への姿勢等により行います。

単位認定・評価方法については、シラバスの評価方法欄を参照してください。評価・単位認定のためレポート・制作物の提出期限は厳守してください。事情により追試験や提出期限の延長を行うことがあります。

(2) 他大学における修得単位の認定

本学学則に定める他の大学等における修得単位あるいは大学以外の教育施設における学修について、学長が教育上有益と認める場合は、60単位を限度として卒業に必要な単位数に参入することができます。

12 アセスメント・ポリシー（学修成果の評価方針）

秋田公立美術大学は、以下の指針をもとに、学生が修得した知識、技能ならびに思考力、表現力、意欲を多面的に評価します。

(1) 評価の内容

講義科目では、知識とその応用力および態度を評価します。演習科目と実技・実習科目では、技能、思考力、表現力、意欲についても評価します。

(2) 評価の方法

知識とその応用力に関しては、筆記試験や課題レポート等により評価します。技能、思考力、表現力および意欲は、実技、作品、レポート、プレゼンテーション等で評価します。

(3) 評価の基準

科目の成績は、可能な限り達成度を数値化して評価し、次に示す、秀、優、良、可、不可の評語で評価します。

評語と評点、及び評価基準表		
評語	評点（100点満点）	評価の基準
秀	90点以上	基本的な目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をおさめている
優	80～89点	基本的な目標を十分に達成している
良	70～79点	基本的な目標を達成している
可	60～69点	基本的な目標を最低限度達成している
不可	60点未満	基本的な目標を達成していない

(4) G P A（Grade Point Average）

G P Aによる成績評価方法を導入し、学生個人および科目の達成度の評価に利用します。また、学部においては、専攻選択や大学院進学等の進路指導に関する判断資料として活用します。

(5) 再試験および追試験

定期試験で、所定の到達目標に達しなかった場合は、再試験を行うことがあります。また、定期試験を何らかの事由で受験できなかった場合は、追試験を行うことがあります。

(6) 出席条件

科目履修は出席することが前提ですので、出席状況は評価の対象になりません（出席点はありません）。

(7) 情報の開示

G P Aの情報を学生に開示すると共に、個々の成績評価に関し、学生からの照会に応じます。また、進級・卒業（修了）要件等は別に定めて明示します。

(8) 点検と改善

評価方法の選定と基準の設定にあたっては、その妥当性、客観性ならびに実現可能性を考慮し、教務委員会にて定期的に見直しを行います。さらに、科目G P Aの平均値および分布の状況を教務委員会で点検し、教育内容および教育方法の改善につなげます。

13 成績の通知

(1) 成績の通知

学期ごとに、成績を通知します。通知時期は、ポータル等で確認してください。なお、申し出の無い限り、学生本人の承諾を得たものとみなし、保護者宛に成績通知書を送付します。

(2) 成績への異議申し立て

成績に異議がある場合は、通知日から8日間（土日・祝日は除く。）までに、異議申し立ての申請手続きを行うことができます。希望者は事務局まで申し出てください。

14 不正行為について

(1) 以下のいずれかに該当する行為は不正行為とみなされます。

①レポート提出の場合

- ・他人が作成した文書やレポート等の一部または全部をあたかも自分が作成したものとして提出する行為
- ・引用を明記せずにインターネット上のデータや画像等をそのまま利用する行為
- ・過去に提出した自分のレポートをそのまま再利用して提出する行為

②作品（論文含む）提出の場合

- ・他人が作成した作品・文章をあたかも自分が作成したものとして提出する行為

- ・他人の著作物（イラスト、写真、動画等）を無断で利用するなど著作権の侵害にあたる行為

③筆記試験の場合

- ・予め用意した模範解答（カンニングペーパー）を見る行為
- ・他人の答案を見る行為および他の学生に自分の答案を見せる行為
- ・本人以外による受験
- ・許可のないものを使用する行為
- ・私語を交わす行為および試験中の物の貸し借り
- ・監督の指示および注意に従わない行為

(2) 不正行為に対する処分

不正行為を行った学生については、当該不正行為のあった学期に履修した全ての授業科目の評価を原則不可とします。

15 専攻の選択について

- (1) 1年次は、現代芸術論1および同2の履修を通じて、5専攻すべての理念を、講義を中心とした授業で学修します。
- (2) 原則として現代芸術論1および同2の単位修得後（もしくは修得見込後）、2年次前期から現代芸術演習2科目以上を履修します。
- (3) 現代芸術演習の履修には、成績および本学が定めた方針に基づき選抜を行います。
- (4) 現代芸術演習および専攻ごとの受入人数は、年度によって学生数が異なるため、以下の人数を基準に調整します。現代芸術演習は、1人の学生が2つ以上の授業を履修するため、それぞれの専攻の受入人数の2倍の人数がおおよその履修定員となります。

○専攻ごとの受入人数の基準（増減する場合があります。）

- ・アーツ&ルーツ専攻 10人
- ・ビジュアルアーツ専攻 25人
- ・ものづくりデザイン専攻 25人
- ・コミュニケーションデザイン専攻 30人
- ・景観デザイン専攻 10人

- (5) 最終的な所属専攻は、現代芸術演習の履修とは別個に、各専攻から選択することができます。
- (6) 最終的な所属専攻は、成績および本学が定めた方針に基づき決定します。
- (7) 現代芸術演習は、選択によって履修が決定した以外の科目を次年度以降に履修することはできません。

16 教職課程の履修について

教職課程に定める「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「大学が独自に設定する科目」、「その他の科目」を履修し、所定の単位を修得することで、中学校教諭一種（美術）、高等学校教諭一種（美術、工芸）の教育職員免許状を取得することができます。

教職課程を履修する学生は、教員という人間形成に関わる責任の重い専門職であることを自覚し、教員になる意志を強く保持し、科目の内容を確実に修得するよう努めなければなりません。

なお、教職課程ガイダンスを必要に応じて行い、免許状取得のための詳細な説明を行うので履修者は必ず出席してください。

○免許状の種類および所要資格等

1 中学校教諭一種免許状

基礎資格	学士の資格を有すること
最低修得単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目	2 8
教育の基礎的理解に関する科目等	2 8
大学が独自に設定する科目	4
その他の科目	8

2 高等学校教諭一種免許状

基礎資格	学士の資格を有すること
最低修得単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目	2 4
教育の基礎的理解に関する科目等	2 4
大学が独自に設定する科目	3
その他の科目	8

○教員免許状の授与申請について

教員免許状の申請時期や手続き方法等の詳細については、別途、ポータル等で連絡するので、確認してください。

○教育実習等のスケジュール

学年	月	内容
1年次	前期 (3日間)	教職入門 高校等を訪問し、教職者への意識の転換と教育現場の実態把握の方法を学ぶ。
	後期 (3日間)	学校体験実習1 中学校を訪問し、学校生活・授業などの観察から生活指導における工夫と実践を学ぶ。
2年次	4月～2月 (7日間)	介護等体験実習(中学校必修) 特別支援学校(2日)、社会福祉施設(5日)での実習
	通年 (6日間)	学校体験実習2 市内の中・高校での授業観察・参加を通じて、主体的に教育現場に関わっていく力を鍛える。教科指導についての視点で体験実習を行うもの。
3年次	前期	教育実習事前事後指導(中・高必修) 教育実習に必要な知識と心構えを学習し、具体的な指導内容の理解を深めるためにロールプレイング、模擬授業等を行う。
	5月～9月 (2～3週間)	教育実習1(中・高必修) 教育実習生として教壇に立つ実習である。教職の実際を体験し、自らの描く教師像を実感し、成長し続ける教師としての教職に関する基礎的な実践力を身につける。
	5月～9月 (2～3週間)	教育実習2(中学校必修) 教育実習1での経験と反省を生かし、新たな教育現場に立ち、応用し創意工夫を行う。この実習を通じて教職に関する基礎的な実践力を高めるとともに、「成長し続ける教師」として自らの描く「教師像」を確かなものとして実感する。
	後期	教育実習事前事後指導(中・高必修) 実習体験の反省・問題点・成果等について考察し、実習体験の共有化を行う。
4年次	10月～11月	教職実践演習(中・高必修) 教育実習後、教職課程の最終段階として理論的および実践的な知識技能を修得し、努力し成長し続ける教師として、「課題を発見することのできる視座」の構築を目的とする。

17 博物館学芸員課程の履修について

博物館には、博物館法の規定に従って、博物館資料の収集、保管、展示および調査研究、その他これに関連する事業について、専門的職員として従事する学芸員を置くことが定められています。本学では、博物館学芸員資格取得のための授業科目を開設しており、全ての授業科目の単位を修得すれば、卒業と同時に資格を取得することができます。

なお、博物館学芸員資格課程ガイダンスを必要に応じて行い、資格取得のための詳細な説明を行うので履修者は必ず出席してください。

○本学における修得すべき博物館に関する科目

科目	単位数	配当年次
生涯学習概論	2	1、2、3
博物館概論	2	1、2、3
博物館教育論	2	1、2、3
博物館資料論	2	2、3、4
博物館資料保存論	2	2、3、4
博物館情報・メディア論	2	2、3、4
博物館経営論	2	2、3
博物館展示論	2	2、3
博物館実習	3	3、4
合計	19	

○博物館実習について

博物館実習 (3単位)	学内実習 (2単位) 3年次	実務実習
		見学実習
	館園実習 (1単位) 3年次あるいは4年次 5～10日間 (実習館の方針に従う)	

博物館実習は、学内および博物館などの施設において、学芸員として必要とされる実務を体験し、実践的能力を養うことを目的としており、大学における学芸員養成教育の最終段階と位置づけられます。

本学では、学内実習 (2単位) と館園実習 (1単位) に分かれ、学内実習を3年次で、館園実習を3年次または4年次で履修します。

学内実習は、実務実習および見学実習で構成され、実務実習では基本的な資料の取り扱い、展覧会の企画、展示計画、記録としての撮影、美術作品の梱包方法等を学び、見学実習では博物館、美術館への見学を行います。

館園実習は、履修者が各自、一定期間（5～10日程度）、博物館において実務を経験します。実習内容は、基本的に実習館の方針、担当者の指示に従います。なお、館園実習は、基本的に、他の博物館に関する科目を全て修得した後に履修するものとします。

18 入学前の外国語技能試験等に対する単位認定について

本学入学前に外国語技能試験等の成績が基準を満たしている場合、申請に基づき相当科目の単位として認定されます。申請は入学年度当初に限り受け付け、この期間以降の申請は認めません。

○申請書類

入学前の外国語技能試験等にかかる単位認定申請書
認定証または得点証明書の写し

○提出場所

事務局学生課

○申請基準

	4 単位	6 単位	評価	認定科目
実用英語技能検定 (英検)	2 級以上	準 1 級以上	認定 合格	4 単位：英語総合講座 1・2 6 単位：英語総合講座 1・2・3
TOEFL	6 0 点以上	7 0 点以上	認定 合格	
TOEIC	5 5 0 点以上	7 0 0 点以上	認定 合格	

19 二級・木造建築士受験資格について

本学の景観デザイン専攻に所属し、下記に示す指定科目の中から、所定の単位を修得して卒業した学生は、二級・木造建築士試験の受験資格が与えられます。なお、建築士の資格を得るためには、本学卒業後、建築士試験を受験し、合格しなければなりません。

二級・木造建築士受験資格取得のための単位

指定科目の分類	必要単位数	開講科目	履修学年	選択・必修	単位数
①建築設計製図	3 単位以上	空間計画演習	2 年	選択	2
		空間設計演習 1	3 年	専攻必修	2
		空間設計演習 2	3 年	専攻必修	2
②建築計画 ③建築環境工学 ④建築設備	2 単位以上	建築環境・設備	1～4 年	選択	2
		日本建築史 1	2・3 年	選択	2
		日本建築史 2	2・3 年	選択	2
		近代建築史	3・4 年	専攻必修	2
⑤構造力学 ⑥建築一般 ⑦建築材料	3 単位以上	建築構造	1～4 年	選択	2
		建築一般構造	3 年	選択	2
		建築材料	3・4 年	選択	2
⑧建築生産	1 単位以上	建築生産	1～4 年	選択	1
⑨建築法規	1 単位以上	建築法規	1～4 年	選択	1
⑩その他	適宜	図学と製図	1 年	選択	2
		空間表現演習 1	2 年	選択	2
		現代芸術演習 (景観デザイン)	2 年	選択	2
		フィールド・スタディーズ	2 年	選択	2
		空間表現演習 2	2・3 年	選択	2
		景観デザイン論	3 年	専攻必修	2
		都市デザイン論	3 年	専攻必修	2
		景観デザイン演習 1	3 年	専攻必修	4
		景観デザイン演習 2	3 年	専攻必修	5
		景観デザイン演習 3	4 年	専攻必修	5

免許登録に必要となる実務の経験年数

①～⑩の単位数合計	40 単位以上	必要実務経験 0 年
	30 単位以上	必要実務経験 1 年
	20 単位以上	必要実務経験 2 年

20 6 大学連携『秋田おらほ学認証』制度について

秋田県内の6大学（秋田公立美術大学、秋田大学、秋田県立大学、秋田工業高等専門学校、国際教養大学、日本赤十字秋田看護大学）が、秋田県や県内経済団体等と連携して実施する新しい認証制度です。

各大学が定める地域志向科目の学修や、秋田県内におけるインターンシップ等を通じて、秋田の魅力や現状、課題について理解し、課題解決に必要な知識や技能を修得するとともに、地域課題解決のために主体的に行動する意欲を有すると認められる学生に対して、「秋田おらほ学認証書」を交付します。

「秋田おらほ学認証」をエントリーシートに記入することによって、面接において地元秋田に愛着を持ち、地域の課題解決に取り組んだ実績をアピールできるなど、県内企業や地方自治体等への就職活動において、有効に活用することができます。

認証には、次の2つの要件をいずれもクリアしたうえで大学に申請し、審査を受ける必要があります。

(1) 地域志向科目（下表）から3科目6単位以上を修得すること。

※地域志向科目の修得状況を確認したい場合は、学生課に照会してください。

(2) 秋田県内事業所におけるインターンシップ又はこれに類する活動の実績があること。

秋田県内事業所におけるインターンシップであり、実習等の参加時間が30時間以上であれば、単位として認められたインターンシップに限らず、個人が申し込んで実施したインターンシップも対象となります。

また、県内に所在する事業所、地方公共団体および教育機関等における実習時間が30時間以上の科目をインターンシップに類する活動の対象とします。

(例) 教育実習、博物館実習

『秋田おらほ学認証』地域志向科目

	授業科目名	単位数
1	東北造形史	2
2	地域プロジェクト演習A	2
3	地域プロジェクト演習B	2
4	現代芸術演習（アーツ&ルーツ）	2
5	アーツ&ルーツ導入演習	8
6	アーツ&ルーツ基礎演習	6
7	アーツ&ルーツ応用演習	8
8	地域産業研究	2
9	コミュニケーションデザイン論A	2
10	コミュニケーションデザイン演習A 1	4
11	コミュニケーションデザイン演習A 2	6
12	コミュニケーションデザイン演習A 3	6
13	景観デザイン演習1（基礎）	4
14	都市デザイン論	2
15	景観デザイン論	2
16	景観デザイン演習2（応用）	5
17	景観デザイン演習3（実践）	5